

放置駐車違反取締りの概要

※ 平成18年6月1日から放置駐車違反の取締りが変わっています ※

○ なぜ変わったのか

違法駐車は、都市部や住宅地を中心に常態化しており、

- ・ 交通渋滞を引き起こして円滑な交通流を妨げる
- ・ 死角を作るほか、進路変更時等に交通事故の原因になる
- ・ 住宅地における他車の通行及び除雪等の公益作業の妨害となる

などの影響があり、取締り要望も多数寄せられています。

違法駐車に対する社会的要請が強いにもかかわらず、特に放置駐車違反については運転者が現場にいないため、直ちに車両を移動させることができないほか、運転者の特定が難しく、責任追及が十分に行えない状況でした。

そのため、放置駐車違反抑止を図ることを目的として、改正により、

- ・ 「**放置違反金制度**」

が導入され、運転者が出頭しないなど、運転者の責任追及ができない場合は、車両の使用者に対して責任追及することとなりました。

○ どう変わったのか

1 放置違反金制度

放置駐車違反として確認し、放置車両確認標章を貼り付けた車両について、

- ・ 運転者が警察署に出頭せず、運転者が判明しない
- ・ 運転者が警察署に出頭して反則切符により告知を受けたが、反則金を納付しない

などの場合に、車両の使用者に対して、

- ・ 反則金と同額の「**放置違反金**」の納付が命ぜられる

ことになりました。

また、放置違反金は県の税金として取扱われるため、放置違反金納付命令を受け、「督促」を受けてもなお放置違反金を納付しない場合は、税金の滞納処分の例による、強制徴収(財産や給料の差押え等)の対象になります。

2 車検拒否制度

公安委員会から放置違反金の「督促」を受けた場合、放置違反金を納付した証明書類が無ければ、違反した車両の継続検査(車検)の手続きが完了できません。

3 車両の使用制限処分制度

放置違反金納付命令を繰り返し受けた使用者は、放置違反金を全て納付している場合でも、一定期間車両の使用を禁止する命令の対象となります。

4 民間の駐車監視員による放置駐車違反の確認作業

警察官のほか、民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は警察官と同様に、計測及び写真撮影等を実施して放置車両確認標章を貼付します。

駐車監視員は、公表されている「駐車監視員活動ガイドライン」の場所や時間帯を重点的に活動します。

業務執行中は公務員と見なされますので、駐車監視員に対する暴行や脅迫などの妨害行為があった場合は、公務執行妨害罪が適用されます。

○ 放置駐車違反について

1 放置駐車とは

「運転者がその場を離れて直ちに移動することができない駐車車両」をいい、駐車時間の長短を問いません。

1台ごとの駐車は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通流の妨げや交通事故の原因となるため、放置駐車車両は直ちに確認作業を行って標章を貼付することにより、駐車違反の解消による安全で円滑な交通の実現を図ります。

2 放置駐車違反の主な態様（一例）

- (1) 駐停車禁止違反となる車両
 - ・ 標識による指定駐停車禁止場所
 - ・ 交差点内及びその側端から5メートル以内の部分等
- (2) 駐車禁止違反となる車両
 - ・ 標識による指定駐車禁止場所
 - ・ 歩道上駐車、右側駐車、無余地駐車
 - ・ 路側帯設置場所における、定められた余地を空けない駐車
 - ・ 高齢運転者等標章車専用の駐車区画に、標章車ではない車両、又は、標章を前面の見やすい場所に掲示していない車両の駐車
- (3) 時間制限駐車区画（パーキングチケット等）において違反となる車両
 - ・ パーキングチケットの発給を受けない場合
 - ・ パーキングチケットに印字された制限時間を超過した場合
 - ・ パーキングチケットを見やすい場所に掲示しない場合

3 放置駐車違反の反則金等

	運転免許の 基礎点数	反則金等の金額（円）		
		大型・中型車	普通車	二輪・原付
駐停車禁止場所	3点	25,000	18,000	10,000
駐車禁止場所	2点	21,000	15,000	9,000
時間制限駐車場所	1点	12,000	10,000	6,000

※ 高齢運転者等標章車専用場所における駐車違反の反則金等は、上記の表の金額に**2,000円**を加算した金額になります。

※ 使用者に対する責任追及の場合、運転免許の基礎点数は付加されません。

4 駐車に関して注意していただきたい事項

○ 「高齢運転者等標章車専用」の駐車場所について

岩手県内には、盛岡市及び北上市内に、計5箇所の標章車専用の駐車場所があり、いずれも指定駐車禁止の規制がある道路ですが、

- ・ 高齢運転者等標章の交付を受けた方が使用中の車両であること
- ・ 交付を受けている標章を見やすい場所に掲示していること

の2つの条件を満たした「標章車」のみが駐車できる区画です。

（右の『標章車専用』補助標識がある、駐車可標識の駐車場所です）

標章の交付を受けていない方が駐車したり、交付を受けていても見やすい場所に掲示しないで駐車した場合は、駐車違反となりますので、注意してください。

○ 駐車禁止の規制について

駐車する際は、公安委員会の決定に基づく規制標識や、法定の禁止場所ではないかをよく確認し、違法駐車とならないよう注意してください。

